

福祉資金〔災害援護費〕（能登半島地震特例）のご案内

令和6年能登半島地震により被災した地域から府内へ避難して来られた世帯に対する貸付です。

災害を受けたことにより臨時に必要な経費（上限150万円以内）

例えば、次のような経費が対象となります。

■住居の移転等・・・引越に必要な経費（但し、自治体による住宅斡旋の利用が優先）

■家具家電等・・・最低限必要な物品の購入（原則25万円以内とする）

■住居設定費・・・敷金・礼金等必要な経費（原則30万円以内とする）

※大阪府では自動車の購入は対象としません。

※住宅補修費は被災した住居のある県での申請になるため、大阪府では受け付けません。

●連帯保証人 原則1名必要

※申請内容によっては連帯保証人の設定を求められることがあります。

●貸付利子 無利子（連帯保証人を付けなければ年利1.5%）

●据置期間 貸付の日から2年以内

●償還期間 据置期間経過後20年以内

※償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対し年3%の延滞利子が発生します。

■対象 以下の全てに該当する世帯

(1) 令和6年能登半島地震により被災し、大阪府内に避難（府内に今後1か月以上居住予定）された世帯

(2) 市町村民税非課税程度の低所得世帯（勤務先の休廃業もしくは生業の継続が困難等により低所得となった世帯も含む。）、障がい者世帯、高齢者世帯。

■申込み先 避難先の市区町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要な書類等

□ご本人にご用意いただくもの ※のついている書類は窓口で用意している様式です

1. 借入申込書 ※
2. 生活福祉資金貸付事業に係る同意書 ※
3. 罹災の証明書類、被災地に住所を有していたことを示すもの（原則、罹災・被災証明書）
4. 大阪府内避難先の住民票
5. 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
6. 世帯の収入状況、または生活困窮状況が分かる書類（課税証明書等）
7. 臨時に必要な経費の金額や支払先を示す資料（見積書・不動産賃貸借契約に係る資料等）

□貸付決定後にご用意いただくもの

8. 借用書 ※決定通知とともに府社協から送付します
9. 印鑑登録証明書
10. 預金口座振替依頼書および通帳（キャッシュカード）のコピー

■貸付金の送金

□ご指定の金融機関口座（原則、借入申込者の名義に限る）に振り込みます。

送金は、貸付決定の上、借用書を提出いただいた後に行います。

■貸付後の手続き 住所や電話番号等が変わる場合には必ずご連絡ください。

■償還について

□原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間終了後です。

■貸付できない世帯

☑生活保護受給中の世帯 ☑現在病気療養中等当分の間自立に必要な収入を得ることが困難な世帯

☑この特例による災害援護費を既に借りている世帯 ☑生活福祉資金等の貸付を受け延滞中の世帯

☑生活福祉資金の連帯保証人になっている世帯 ☑多額の借金があり自己破産等法的整理中の世帯

☑現在の世帯合計収入が生活福祉資金世帯収入基準を超えている世帯

☑貸付が不要な程度の多額の貯蓄を有する世帯 ☑暴力団員又は世帯員に暴力団員がいる世帯

審査により貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474